

中心市街地における 家屋の固定資産税の軽減について

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣から認定を受けた「志木市中心市街地活性化基本計画」に伴い、志木市税条例の一部を改正します。

この改正は、中心市街地に新築または増築した商業施設の家屋に対する固定資産税を、標準税率の2分の1に当たる0.7%を適用する特例期間などを延長するものです。

1 施行日

令和6年4月1日

2 改正内容

(1) 特例期間

改正前：平成31年1月2日から令和6年3月31日まで

改正後：令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 固定資産税の軽減期間

改正前：3年度、5年度、7年度分

改正後：10年度分

3 対象区域

(都)中央通停車場線及び同線から繋がる(都)久保秋ヶ瀬線（志木駅前から志木市役所前）の沿道に隣接する区域

記者発表資料

令和5年11月21日

総務部課税課

資産税グループ

担当者／主査 新井 洋行

電話番号／048-473-1135

志 木 市